

入院時食事療養費について

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、朝食8:00 昼食12:00 夕食18:00 に適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額

所得区分		入院時の食事療養の標準負担額 (患者様負担分)
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	令和6年6月1日から
区分ア	現役並みⅢ	1食 490円 (1日3食 = 1470円)
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食 230円 (1日3食 = 690円)
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食 = 330円)

※ 指定難病患者の方は令和6年6月1日から**280円**となります。

※ 1日分の標準負担額は、3食に相当する額が限度となります。